

会務運営規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

本規程は、一般社団法人日本知的財産協会（以下、本会という）における会務の具体的な運用について定める。

第2条（主たる事務所等）

本会の主たる事務所は、東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア6階に置く。

2 本会の従たる事務所は、大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ6階に置く。

第2章 事業及び収益

第3条（本会の収益）

本会の収益は、定款第4条で定める事業に伴う、会費、入会金、研修収入、資料頒布収入、その他の雑収入で構成され、本会はこれらの収益により運営する。

第4条（他の収益事業）

本会が、定款第4条に定める事業に関し、有価証券の購入や前条以外の収益を目的とする新たな事業を行う場合は、事前に理事会の決議を得なければならない。

第3章 会 員

第5条（正会員の資格要件）

定款第5条第2項各号の資格要件については、次の通り運用する。

- (1) 第1号の「日本法人」とは、日本において法人登記がなされており、日本国内に拠点（事務所等）を有する者をいう。
- (2) 第4号の「事業のために知的財産を創出し、その保護と活用を図っている者」には、以下の者は該当しない。
 - ① 知的財産に関する情報の提供又は管理ツールの提供が主たる事業である者
 - ② 文芸、音楽、舞踊、美術等の純粋芸術を創出する者
 - ③ 第三者の知的財産に関する代理を行うにとどまる者
- (3) 第5号の「知的財産につき担当者を置いている者」とは、専任・兼任を問わず、知的財産の創出・管理等を担当する者を選任している者をいう。

第6条（賛助会員の資格要件）

賛助会員については、定款第5条第3項に記載の通り、正会員の資格要件を欠く場合であっても、本会の目的に賛同する者となるが、その典型例は次の通りである。

- (1) 日本法人以外の外国法人・機関・団体等
- (2) 官公庁又は地方公共団体の機関や外郭団体
- (3) 社団法人、財団法人、国立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人などの非営利法人
- (4) 法律事務所、特許事務所、特許調査会社、TLO等

第7条（会員の欠格要件）

会員になろうとする者が、以下の欠格要件のいずれかに該当する場合は、その入会を認めない。

- (1) いわゆる反社会的勢力に該当する者及び公序良俗に反すると考えられる者
- (2) 本会の会員情報などの内部情報を利用した営業目的での入会が明らかな者
- (3) 本会の活動や他の会員にとって支障をきたす恐れがあると理事会が判断した者
- (4) その他の合理的な理由に基づき、本会への入会を認めるべきではないと理事会が判断した者

第8条（正会員のグループ会社の特例）

正会員が議決権の50%超を有する子会社については、当該子会社単独で正会員の資格要件を充たさない場合であっても、当該子会社は正会員となることができる。

- 2 正会員が分社化、持株会社化したことにより、個々の企業として正会員の資格要件を充たさなくなる場合も、グループ全体として正会員の資格要件を充たす場合には、当該グループ企業は、それぞれ単独で正会員となることができる。

第9条（入会手続）

本会の正会員または賛助会員になろうとする者の定款第5条の資格要件の該当性については、入会申込書及び事務局による所属構成員との面接によって判断する。但し、賛助会員については面接を省略することができる。

第10条（会費等）

本会の入会金は100,000円、年会費は250,000円とする。

- 2 本会を退会後一年以内に再入会の申込みをした者については、同一会員につき1回に限り、理事会の承認により、前項の入会金を免除することができる。
- 3 定款第6条第2項又は第3項により正会員又は賛助会員となった会員については、当該変更時期にかかわらず入会金は免除し、かつ、当該変更年度の年会費の追加徴収は行わない。
- 4 定款第7条第2項の特別会費は、追加で所属する業種別部会の数ごとに年間30,000円とする。
- 5 定款第7条第3項の臨時会費は、本会の財務状況や支出計画等を加味した上で、通常の年会費に加えて会費の徴収が必要であると理事会が判断した場合、社員総会の決議をもって

臨時で徴収する会費をいい、その徴収の時期及び金額については、社員総会の決議によって定める。

6 納付された会費等については、その後退会した場合であっても、原則として返金しない。

第11条（所属構成員）

定款第8条等の「所属構成員」とは、会員の従業員、役員、嘱託、顧問、出向者及び契約社員等をいう。

第12条（業種別部会の退会）

複数の業種別部会に所属する正会員は、必要事項を記載した所定の届出書を提出することによって、所属する業種別部会の一からいつでも退会することができる。

2 複数の業種別部会に所属する正会員が、期中において所属する業種別部会の一から退会した場合であっても、納付された特別会費は、原則として返金しない。

第4章 社員総会

第13条（出席正会員の議決権数の算定方法）

以下の各号の数の合計数をもって、社員総会に出席した正会員の議決権数とする。ただし、議長に一任する旨の委任状が正会員から本会に提出された場合には、その数を含む。

- (1) 社員総会に出席した正会員の会員代表の数
- (2) 社員総会に出席した、正会員から代理人として選任された会員代表以外の所属構成員の数
- (3) 社員総会に出席した、正会員から代理人として選任された他の正会員の会員代表又は所属構成員の数
- (4) オンラインで開催された場合は、オンラインで参加した上記(1)(2)(3)の数

第14条（採決における議決権数の算定方法）

以下の各号の数の合計数をもって、採決における議決権数とする。ただし、議長に一任する旨の白紙委任状が正会員から本会に提出された場合には、その数を含む。

- (1) 社員総会に出席した正会員の会員代表が行使した議決権の数
- (2) 社員総会に出席した、正会員から代理人として選任された会員代表以外の所属構成員が行使した議決権の数
- (3) 社員総会に出席した、正会員から代理人として選任された他の正会員の会員代表又は所属構成員が行使した議決権の数
- (4) 正会員が事前に電磁的方法または書面により行使した議決権の数

第5章 役員

第15条（会長選任と任期）

会長は、正会員の社長若しくは会長の立場にある役員又はそれに準ずる立場にある者から、理事会の決議によって選任する。

2 会長の任期は、原則として就任後2年間とする。

第16条（副会長選任と任期）

副会長は正会員の副社長、取締役若しくは執行役員又はそれに準ずる立場にある者から、理事会の決議によって選任する。

2 副会長の任期は、原則として就任後2年間とする。

第17条（理事長選任と任期）

理事長は、理事の中から日本の産業界における知財分野のリーダーとしてふさわしい見識のある者を、社員総会の決議によって選定する。

2 理事長の任期は、原則として就任後1年間とする。

但し、理事として重任されることを前提として、最長2年間重任することができる。

第18条（副理事長選任と重任）

副理事長は、理事の中から社員総会の決議によって選定する。

2 副理事長は、理事として重任されることを前提として、重任することができる。

第19条（専務理事選任と重任）

専務理事は、理事の中から以下の要件を充たす者を、社員総会の決議によって選定する。

(1) 本会の理事を経験していること。

(2) 定款第27条第4号の職務に、専任として従事できること。

2 専務理事は、理事として重任されることを前提として、重任することができる。

第20条（常務理事選任と重任）

常務理事は、理事の中から社員総会の決議によって選定する。

2 常務理事は、理事として重任されることを前提として、重任することができる。

第21条（監事候補者選任）

監事候補者は、正会員の会員代表又はそれに準ずる立場の者で本会の理事又は業種担当役員経験者から、理事会の決議によって選任する。

第6章 理事会

第22条（理事会の種類・開催）

理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、次項以降に従ってそれぞれ開催される。

- 2 定例理事会は、原則として毎月開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

第23条（招集権者）

理事会は、代表理事である理事長が招集する。ただし、理事長がその職務を遂行することができないときには、副理事長が理事会を招集することができる。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があると認めるときには、理事長に対し理事会の招集を請求でき、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会開催の必要性を示して、理事会の招集を請求することができる。理事長により理事会招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、5名以上の理事の賛同を得ることにより理事会を招集することができる。

第24条（招集手続）

定例理事会の招集通知は、理事長が理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な議事を記載した書面の郵送又は電子メールの発信により行うものとする。

第25条（理事会出席者）

理事会には、理事および監事が出席する。

- 2 理事会は、会長、副会長、参与、業種担当役員、専門員会委員長、ワーキンググループリーダー、事務局員等を必要に応じ出席させて、意見を求めることができる。

第26条（理事会の欠席）

理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

第27条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長がその職務を遂行することができないときには、副理事長が議長を行う。

第28条（理事会の決議事項）

次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 定款に基づく決議事項
 - ① 新規会員の入会
 - ② 会員代表の変更要請
 - ③ 本会発行資料の配布先の限定
 - ④ 会員への退会勧告
 - ⑤ 社員総会の招集等に関する事項
 - ⑥ 理事長代行順位の決定
 - ⑦ 専務理事代行の指名
 - ⑧ 役員責任の一部免除
 - (2) 規程等管理規程に基づく決議事項
 - ① 規程の制定、改定、廃止
 - (3) 会務運営規程に基づく決議事項
 - ① 有価証券の購入及び収益を目的とする事業の実施
 - ② 本会退会後一年以内に再入会の際の入会金の免除
 - ③ 臨時会費徴収の要否決定
 - ④ 会長、副会長の選任
 - ⑤ 会務運営機関（地域別部会、地区協議会、業種別部会、専門委員会、ワーキンググループ）の設置及び改廃
 - ⑥ 会員種別（正会員・賛助会員）の変更
 - ⑦ 定款第 4 条に定める本会事業の実施に伴い、専門委員会やワーキンググループ等の予算として 30 万円以上の費用が発生するもの
 - ⑧ 外部団体への入会
 - ⑨ 他団体のイベントへの後援、協賛または共催で費用が発生するもの
 - ⑩ 国内外政府又は他団体の会議等に委員として派遣する場合で費用が発生するもの
 - ⑪ 国内外政府を含む外部への意見書の提出
 - ⑫ 表彰者の決定
 - ⑬ 全会員又は全正会員を対象としたアンケートの実施
 - (4) 海外派遣規程に基づく決議事項
 - ① 本会の海外派遣規程に定める本会からの経費補助を受けて行う海外への派遣
 - (5) その他重要な業務執行に関する事項であると理事長が判断した事項
- 2 理事は、自己の担当する委員会またはワーキンググループに関する事項が審議される場合には、理事会で説明しなければならない。
 - 3 理事長は、第 1 項の事項であっても緊急の処理を要する場合は、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。ただし、理事長は執行後速やかに理事会を招集し、当該事項につき理事会の承認を得なければならない。

第 29 条（理事会報告）

代表理事及び業務執行理事は、執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 業種担当役員、専門委員会委員長及びワーキンググループリーダーは、業種別部会、専門委員会およびワーキンググループの活動計画および活動状況を理事会に報告しなければならない。

第30条（理事会議事録）

理事会の議事録については、出席した理事長（理事長が欠席した場合には、出席した副理事長のうち1名）及び監事がこれに記名押印をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第7章 会務運営機関等

第31条（地域別部会）

本会に、地域別部会として関東部会及び関西部会を置く。

- 2 正会員が地域別部会のいずれかに所属するには、正会員が自らの活動に適した部会を選定して、申し込まなければならない。
- 3 地域別部会は、正会員のみが参加し、原則として8月と3月を除く毎月東京（関東部会として）および大阪（関西部会として）で開催され、本会の会務報告、専門委員会及びワーキンググループの活動報告、正会員または賛助会員の所属員または外部から招聘する講師による講演などを行う。

なお、地域別部会の内容によっては、業務執行理事の承認により賛助会員の参加を認めることができる。

第32条（地区協議会）

本会に、地区協議会として東海地区協議会及び中国・四国・九州地区協議会を置く。

- 2 東海地区協議会および中国・四国・九州地区協議会は、それぞれの地区に事業拠点のある正会員および賛助会員が当該地区協議会を担当する理事に申し込み、承認されることによって参加することができる。
- 3 地区協議会は、正会員および賛助会員が参加し各年度に数回、それぞれの地区内で開催され、知的財産をめぐる最新の動きの紹介、正会員または賛助会員の所属員または外部から招聘する講師による講演などを通じて情報の共有化を図る。

第33条（業種別部会）

本会に、業種別部会として次の部会を置く。

- (1) 関東金属機械
- (2) 関東電機サービス
- (3) 関東化学第一
- (4) 関東化学第二
- (5) 関西金属機械
- (6) 関西電機サービス

- (7) 関西化学
 - (8) 建設
- 2 正会員が業種別部会の以下のいずれかに所属するには、正会員が自らの活動に適した部会を選定して申し込まなければならない。但し、関東部会に所属する正会員は関東の業種別部会に入会し、関西部会に所属する正会員は関西の業種別部会に入会するものとする。
なお、建設部会については、関東部会正会員、関西部会正会員のいずれも入会することができる。
- 3 業種別部会は、正会員が参加し各年度に数回開催され、各業種における情報の共有化と共通の課題についての意見交換の場とする。

第34条（専門委員会）

本会に総合企画委員会、人材育成委員会、会誌広報委員会をはじめ、次の通り専門委員会を置く。なお、複数の専門委員会及びワーキンググループに共通する課題については連携して対応する。

- (1) 人材育成委員会
 - (2) 会誌広報委員会
 - (3) 特許委員会
 - (4) 国際委員会
 - (5) ライフサイエンス委員会
 - (6) ソフトウェア委員会
 - (7) 著作権委員会
 - (8) マネジメント委員会
 - (9) 情報システム委員会
 - (10) 情報活用委員会
 - (11) ライセンス委員会
 - (12) 意匠委員会
 - (13) 商標委員会
 - (14) フェアトレード委員会
- 2 専門委員会は、その研究対象及び構成人数等に応じて、適宜複数の委員会に分割及び統合することができる。
- 3 担当理事及び専門委員会委員長が必要と認める時は、当該専門委員会に正会員以外の者を参加させることができる。
- 4 専門委員会委員長は、運営方針、研究課題とスケジュール、小委員会編成について適宜、担当理事と調整し、担当理事が理事会においてこれらを報告するときには、必要に応じて同席して、サポートする。
- 5 専門委員会は、研究状況および研究結果について、関東部会及び関西部会での発表を行うとともに、論文として知財管理誌への掲載、資料としての発行、本会の研修などを通じて本会の正会員および賛助会員に伝えなければならない。但し内容により正会員にのみ伝える場合には、理事会の承認を得なければならない。

第35条（ワーキンググループ）

本会に、次の通りワーキンググループ（以下、「WG」という）を置く。なお、複数の専門委員会及びWGに共通する課題については、連携して対応する

- (1) 国際政策WG
 - (2) 日中企業連携WG
 - (3) J I P A知財シンポジウムWG
 - (4) グローバル模倣品対策WG
 - (5) S D G s WG
 - (6) デジタル政策WG
 - (7) 第四次産業革命WG
 - (8) オープンイノベーションWG
 - (9) 有識者連携WG
 - (10) D E & I Society WG
- 2 WGリーダーは、運営方針、対応課題とスケジュールについて適宜、担当理事と調整し、担当理事が理事会においてこれらを報告する時には、必要に応じて同席してサポートする。
 - 3 各WGは、研究状況および研究結果について、関東部会及び関西部会での発表、論文として知財管理誌への掲載、資料としての発行、本会の研修などをつうじて、本会の正会員および賛助会員に伝えなければならない。但し、内容により正会員にのみ伝える場合には、理事会の承認を得なければならない。
 - 4 担当理事及びWGリーダーが必要と認める時は、当該WGに正会員以外の者を参加させることができる。

第36条（参与会）

本会に設置する参与会は、直近の理事長経験者5名をもって構成する。

第37条（意見書等の提出）

本会から、国内外を含めた外部に対する意見書や要望書等の提出については、理事長名で行うものとする。なお、提出に際しては事前の理事会承認を原則とするが、やむを得ない事情がある場合には、理事全員が確認した上で、提出することができる。この場合においても、提出後速やかに理事会の事後承認を得なければならない。

第8章 表彰

第38条（表彰の実施）

定款第4条第8号に基づき、本会の活動に貢献した者を表彰することができる。

第39条（表彰の種類）

表彰は、一般功労者表彰、研修功労者表彰および感謝表彰とする。

第40条（表彰対象者）

一般功労者表彰、研修功労者表彰、感謝表彰の対象者は、次の通りとする。

- (1) 一般功労者表彰の対象者は、会員所属員または本会関係者として本会の活動に特別顕著な貢献をした者とする。
- (2) 研修功労者表彰の対象者は、本会の研修の講師として、または研修の運営に特別顕著な貢献をした者とする。
- (3) 感謝表彰の対象者は、本会の活動や研修活動に顕著な貢献をした者とする。

2 前項の対象者には、本会の各組織、会員、外部団体・企業を含む。

第41条（表彰者の決定手続）

表彰の対象者は、本規程の附表に定める表彰者選定基準に基づき理事会で決定する。

第42条（表彰式）

一般功労者表彰および研修功労者表彰は、会長表彰とし、社員総会において表彰状および記念品を贈呈する。

2 感謝表彰は、理事長表彰とし、地域別部会において感謝状および記念品を贈呈する。

3 本会は、表彰者の氏名を本会の知財管理誌に掲載して公表する。

第9章 本規程の改廃

第43条（改廃）

本規程の改定または廃止は、理事会の決議をもって行う。

附 則

2014年4月1日	制定
2016年3月4日	改定（同年4月1日施行）
2017年3月3日	改定（同年4月1日施行）
2020年4月	改定（同年4月1日施行）
2021年3月	改定（同年4月1日施行）
2022年7月6日	改定（即日施行）
2023年4月5日	改定（同年5月26日開催の定時社員総会終結の時をもって施行）
2023年7月5日	改定（即日施行）
2023年10月4日	改定（即日施行）
2024年3月8日	改定（同年4月1日施行）
2024年6月12日	改定（即日施行）
2025年3月7日	改定（同年4月1日施行）
2025年5月13日	改定（現行規程第28条（3）④及び第37条の改定については、同年6月1日をもって施行し、その他の改定については、同年5月30日開催の定時社員総会において、定款変更議案が可決された時をもって施行）

【附表】表彰者選定基準

1. 一般功労者表彰

一般功労者表彰の対象者は、以下のいずれかの要件を充たした者とする。

- (1) 知的財産権制度および企業の知的財産管理の発展に尽くした功績により、褒章条例に基づく国家褒章またはこれに準ずる榮譽を受けた者。
- (2) 本会の運営に特別顕著な貢献をし、次の（１）乃至（４）の役職を勤めた者で、各役職に対応するポイントの累計が10ポイントに達した者。尚、対象者は10ポイントに達した後、3年以内の表彰式の時期を希望することができるが、理事に在任中は保留する。
 - ① 理事長 10ポイント
 - ② 副理事長 5ポイント
 - ③ 常務理事・委員長・プロジェクトリーダー 2ポイント
 - ④ 監事/業種担当役員/副委員長/プロジェクトサブリーダー 1ポイント

2. 研修功労者表彰

研修功労者表彰の対象者は、以下のいずれかの要件を充たした者とする。

- (1) 研修講師を10年以上勤めた者。
- (2) 研修に特別顕著な功労があった者。

3. 感謝表彰

感謝表彰の対象者は、以下のいずれかの要件を充たした者とする。尚、感謝表彰は1回限りとするが、感謝表彰を受けた場合でも、ポイントの累計により、一般功労者表彰、研修功労者表彰の対象者となりうる。

- (1) 過去5年間に3期以上業種担当役員/正副幹事/委員長/副委員長を勤めた者。
- (2) 過去5年間に3期以上研修講師を勤めた者。
- (3) 本会の活動に顕著な貢献をしたと認められる者。（例：本会の活動に年間5千万円以上のレベルで費用削減や収入への貢献をした場合など）
- (4) 本会の知名度向上に著しく貢献したと認められる者。